

「小型電気電子機器リサイクル制度の在り方について(案)」に対する意見による
小型電気電子機器リサイクル制度の在り方について(案) 反映項目

NO.	意見要旨	対応方針
1	本リサイクル制度が安定的・継続的に行われるように制度的に担保するために、回収に協力する小売店の回収計画と認定事業者との契約について国が積極的関与すべきである。	ご意見のとおり、市町村と認定事業者の契約に限らず、小売店と認定事業者との契約についても雛形を示す等の国の関与する必要があり、「8. (3)3 引渡し」に追記します。
2	表10から、記載されている音楽プレーヤーよりも、ビデオレコーダー・電気照明等・小型家電の中でも比較的「大型のもの」の方が退蔵が多いことになっている。表のとおり、多いものから記載された方がよいと思います。	ご指摘を踏まえて修正します。
3	「3. (3) 使用済小型電気電子機器の使用後のフロー」最終段落において、「不適正に海外に輸出されるものの割合が大きくなっている」とあるが、その根拠が不明確であるため、「不適正」なる文言は削除すべきである。	ご指摘を踏まえて修正します。
4	<p>欧州の制度について処理業者の「許認可」とは、処理業の許可のことを指すと思われるが、制度の中で処理の役割を担うのは、業の許可を受けた業者のうち、生産者(または生産者責任団体)の委託を受けた業者である。他の国の記述と併せると「生産者から委託を受けた処理業者が～」でよいと思います。</p> <p>韓国の制度について、基本的に生産者の役割は欧州に近く、「自社独自または～リサイクルの実施」というよりは、欧州のWEEE指令と同様に「回収・処理の実施及び費用負担」と記載してよいと思います。また韓国の処理業の記述がないが、簡潔に書くなら「欧州と同様」でよいと思います。</p>	ご指摘を踏まえて修正します。